

○沖縄市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い制度実施要綱

（平成 28 年 1 月 8 日決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項の居宅介護福祉用具購入費及び法第 56 条第 1 項の介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）並びに第 45 条第 1 項の居宅介護住宅改修費及び法第 57 条第 1 項の介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給について、法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者及び法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な経済的負担を軽減するため、受領委任払いの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（受領委任払い）

第 2 条 受領委任払いの対象者は、次の各号のいずれにも該当する被保険者とする。

- (1) 介護保険の受領委任払いについて事業者の同意が得られる者
- (2) 医療機関、介護保険施設等に入院中又は入所中でない者（退院予定者又は退所予定者を除く）

（誓約書）

第 3 条 受領委任払いの取扱いを受けようとする事業者は、福祉用具購入費については申請時、住宅改修費については着工前に「沖縄市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書（様式第 1 号）」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の誓約書に違反したことが判明した場合には、当該事業者について、以降の受領委任払いの適用を中止することができる。

（福祉用具購入費の支給申請）

第 4 条 受領委任払いにより福祉用具購入費の支給を受けようとする被保険者は、「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式第 2 号）」に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 居宅介護（介護予防）サービス計画書
- (2) 福祉用具の内容を確認できる書面（カタログ・パンフレット等を含む。）
- (3) 福祉用具サービス計画書
- (4) 理由書
- (5) 同意書（様式第 3 号）
- (6) 領収書

（福祉用具購入費の支給決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査し、福祉用具購入費の支給の可否を決定し、被保険者にあつては「介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費支給(不支給)のお知らせ(受領委任)(様式第4号)」、事業者にあつては「介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費支給(不支給)決定通知書(受領委任)(様式第5号)」により通知するものとする。

(住宅改修費の事前申請)

第6条 受領委任払いにより住宅改修費を受給しようとする被保険者は、「沖縄市介護保険住宅改修費事前承認申請書(受領委任払い用)(様式第6号)」に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に規定する住宅改修理由書
- (2) 工事費見積書(工事費の内訳が記載されたもの)
- (3) 改修前と改修後の状態が分かる平面図等
- (4) 住宅改修工事着工前の写真(撮影日の記載されたもの)
- (5) 同意書(様式第3号)
- (6) 所有者の承諾書(住宅の所有者が被保険者本人と異なる場合に限る)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに承認の可否を決定し、「沖縄市住宅改修費事前承認(不承認)決定通知書(受領委任払い用)(様式第7号)」により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により住宅改修の承認の決定を受けた被保険者は、承認を受けた住宅改修の内容に変更が生じた場合は、改めて第1項に規定する事前承認手続きを行わなければならない。

(住宅改修費の支給申請)

第7条 前条の住宅改修の承認の決定を受けた被保険者は、住宅改修の工事完了後、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)(様式第8号)」に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書(自己負担額が記載されたもの)
- (2) 住宅改修後の写真(撮影日付の入ったもの)
- (3) 工事内訳書
- (4) 改修前と改修後の状態が分かる平面図等
- (5) 住宅改修工事着工前の写真(撮影日の記載されたもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(審査及び支払い)

第8条 市長は、前条の規定により住宅改修費の支給申請があったときは、その内容を審査し、被保険者にあつては「介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費支給(不支給)のお知らせ(受領委任)(様式第4号)」、事業者にあつては「介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費支給(不支給)決定通知書(受領委任)(様式第5号)」により通知するものとする。

(返還)

第9条 市長は、事業者が偽りその他不正な手段により福祉用具購入費及び住宅改修費を受領したときは、事業者に対し支払いを受けた当該福祉用具購入費及び当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。